

入 札 公 告 書

下記の案件について、事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。**なおこの入札は電子入札により執行します。**本工事は建設業における担い手確保及び育成のため、橿原市上下水道部週休2日工事試行要綱に基づき工事現場における週休2日の確保を前提に取り組む工事です。なお、受注者希望方式とします。

令和7年5月30日

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真

第1 入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| 1. 契 約 番 号 | 2523010002 |
| 2. 案 件 名 | 耳成処理分区R7-1工区機能回復工事 |
| 3. 場 所 | 橿原市十市町地内 |
| 4. 概 要 | 仮設管布設工 一式
G X形DCIP φ75 L=7.0m
G X形DCIP φ200 L=98.0m
給水管接続工 一式
仮設工 一式 |
| 5. 工 期 | 契約日の翌日から 令和 8年 3月 6日 まで |
| 6. 設計金額 | 19,822,000（消費税10%含む） |
| 7. 最低制限基準価格 | 17,820,000（消費税10%含む） |
| 8. 週休2日工事 | 対象（受注者希望方式。4週8休以上を前提に積算すること） |

第2 入札参加資格要件

橿原市競争入札参加資格者名簿の土木一式工事 水道工事に登録されている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たすとともに、入札参加資格の確認を受けた建設業者であることとします。

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同条第2項各号のいずれかに該当したために、競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
2. 橿原市内に建設業法第3条に規定する本店を有すること。
3. 土木一式工事及び管工事について建設業法に規定する特定又は一般建設業の許可を有すること。
4. 土木一式工事について経営事項審査結果（最新版）の総合評定値に主観点を加減した点数が700点以上又は水道施設工事の経営規模等評価審査の受審かつ令和6年度時点の土木一式工事700点以上の者であること。
5. 水道工事について、過去10年以内に契約金額700万円以上の市内での元請実績を有すること。（橿原市給水装置工事施工許可を受けた会社の施工実績を含む。）
6. 土木工事業又は管工事業に係る1級又は2級の資格を有する主任技術者を、この工事の施工期間中配置できること。
7. 橿原市入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置の期間中の者でないこと。
8. 入札に参加する者の中で、同一人物が代表者を兼ねていないこと。
9. 橿原市指定給水装置工事業業者として指定後1年以上経過し、かつ会社に給水装置工事配管技能者の資格者を有すること。

第3 入札参加資格の確認等

この工事の入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」といいます。)を提出し、一般競争入札参加資格について確認を受けなければなりません。

1. 申請書は指定様式によるものとします。様式は、奈良県広域水道企業団インターネットホームページ「事業者の皆様」→「入札契約」→「榎原事務所」→「入札公告」に掲載しています。
奈良県広域水道企業団ホームページアドレス：<https://www.union.nara-water.lg.jp/>
2. 申請書の受付については、**令和 7年 6月 4日** の正午まで、電子入札システムにより受付します。
3. 入札参加資格の確認により入札参加資格を認められた者には、**令和 7年 6月 9日** に競争参加資格確認通知書を電子入札システムにて通知します。
4. 入札参加資格を認められた者は、競争参加資格確認通知書に基づき入札通知書及び設計図書等を受領し、諸手続きを行ってください。

第4 入札保証金

別途定めるとおりとします。

第5 入札書提出締切日時

令和 7年 6月30日 午後8時00分

第6 開札日時及び場所

令和 7年 7月 1日 午前10時15分 クリーンセンターかしはら3階 入札室

第7 事後審査

開札会にて落札候補者と認められた者について、第2の申請書に係る審査書類の提出を求め、落札者としての判定を行います。

第8 入札の事後公表

事後審査型条件付き一般競争入札における入札の事後公表は、落札者が決定された後に公表開札録にて行います。

第9 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び入札者心得又は入札条件に違反した入札は、無効とします。

第10 その他

1. 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。
2. 入札において、事故が起きたときや不正な行為等があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。